

沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金交付要綱

令和8年6月5日
知 平 第95号

(通則)

第1条 沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承する平和ガイドの育成・確保を図るため、平和ガイドの育成に取り組む団体等が実施する人材育成事業を支援することにより、持続可能な平和継承体制の構築に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 平和ガイド 沖縄戦の歴史及び実相を正確に伝えることを目的として、次に掲げる活動を行う者をいう。
 - ア 戦跡、平和関連施設、ガマ（自然壕）その他の場所において来訪者に対し解説又は案内を行うこと。
 - イ 学校、団体等において沖縄戦の歴史及び実相に関する講話又は平和学習プログラムを実施すること。
 - ウ その他戦争の記憶及び平和の尊さを次世代へ継承する活動を行うこと。
- (2) 補助事業 補助金の交付を受けて実施する平和ガイド人材育成事業をいう。

(補助金の対象、経費及び補助率)

第4条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、県内において平和ガイドの育成に取り組む団体等が平和ガイドの人材育成を行うために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、補助金交付の上限額は10,000千円とする。
- 3 補助金の合計額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(補助事業者の要件)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人、団体であること。
- (2) 平和ガイドの育成に関する実績又はノウハウを有すること。
- (3) 平和教育又は人材育成に関する専門性を有すること。

- (4) 既存の平和ガイドとの連携体制を構築できること。
- (5) 平和継承に関する人材育成を主目的とし、公益性を有する取組を実施する者であること。
- (6) 事業成果は公益性を有し、特定の個人や業者のみに帰属するものでないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 沖縄県平和ガイド人材育成事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の定款、会則、規約又は法人登記等これに準ずるもの
- (4) 団体等の事業概要を記載した書類（団体等の当該年度の事業計画書等）
- (5) 平和ガイド育成に関する実績又はノウハウを証する書類（前条第2項から第4項関係）
- (6) 誓約書（別紙2）
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の区分間における、交付決定額の総額の2割以内の変更

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困

難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第4号）により、知事に報告を行い、その指示を受けること。

(4) 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る成果等について報告すること。

(5) 補助事業者は、補助事業において育成した平和ガイドの活動状況について、知事が求める場合には報告すること。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、交付申請取下げ書（様式第5号）を知事に速やかに提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは速やかに遂行状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）及び次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 育成した平和ガイドの人数及び研修内容を記載した書類

(4) 支出を証する書類の写し

(5) その他知事が必要と認める書

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付の決定内容（第8条第1号及び第2号）に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、次に掲げる場合には、第 7 条の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業実施中に不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第 8 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項に基づく補助金の返還については、第 12 条第 3 項を準用する。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、原則として第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める経費については、補助金交付決定額の 9 割を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書(様式第 10 号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(成果の公表)

第 17 条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について、その成果を公表することができる。

2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(雑則)

第 18 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 5 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金から適用する。

別表 (第 4 条関係)

補助事業者	補助対象経費	補助対象経費の区分	補助基準額
県内において平和ガイドの育成に取り組む法人、団体	研修実施に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・ 人件費・ 講師謝金・ 講師旅費・ 会場使用料・ 教材作成費・ 印刷製本費・ 通信運搬費・ 消耗品費	9/10 以内
	研修受講に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・ 講座受講料・ 研修参加費	
	その他諸経費	<ul style="list-style-type: none">・ その他知事が必要と認める経費	

※補助金交付の上限額は 10,000 千円とする。